

平成26年度

地方独立行政法人広島市立病院機構の業務実績に係る評価結果

(抜粋)

平成27年8月

広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会

地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する
評価について

1 評価方法

評価委員会は、法人から提出された各事業年度における業務の実績を明らかにした報告書に記載されている小項目及び大項目に係る「項目別評価」並びに項目別評価を踏まえた報告事項全般に係る「全体評価」により評価を実施する。

2 項目別評価

(1) 法人による小項目に係る自己評価

評価委員会は、次表のとおり、法人に5段階による自己評価を行わせるとともに、その結果及び評価理由並びに特筆すべき事項を記載した報告書を提出させる。

評価の記号	実施状況の説明
5	年度計画を大幅に上回って実施している。
4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施できていない。
1	年度計画を大幅に下回っている。

(2) 評価委員会による評価

ア 小項目評価

評価委員会は、法人から提出された報告書により、事業年度における中期計画の実施状況を調査し、分析した上で、次表のとおり、小項目ごとに5段階により評定し、評価結果報告書に記載する。

評価の記号	実施状況の説明
5	年度計画を大幅に上回って実施している。
4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施できていない。
1	年度計画を大幅に下回っている。

イ 大項目評価

評価委員会は、小項目評価結果に基づき、次表のとおり、大項目ごとに5段階により評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項を評価結果報告書に記載する。

評価の記号	実施状況の説明	評価の基準
5	中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。	特に評価委員会が認める場合
4	中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる。	すべての小項目評価が3～5の場合
3	中期計画の実現に向けて概ね計画どおりに進んでいる。	3～5の小項目評価の割合が概ね9割以上の場合
2	中期計画の実現のためにはやや遅れている。	3～5の小項目評価の割合が概ね9割未満の場合
1	中期計画の実現のために重要な改善すべき事項がある。	特に評価委員会が認める場合

3 全体評価

(1) 評価方法

評価委員会は、大項目ごとの評価点を、当該大項目の評価点の配分比率の割合に乗じて得た評価点の合計に基づき評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項等を評価結果報告書に記載する。

(2) 大項目評価点の配分比率

大項目の評価点の配分比率の割合は、次表のとおりとする。

年度計画の区分	大項目	評価点の配分比率の割合
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	1 市立病院として担うべき医療	32%
	2 医療の質の向上	8%
	3 患者の視点に立った医療の提供	8%
	4 地域の医療機関等との連携	8%
	5 市立病院間の連携の強化	4%
	6 保健医療福祉行政への協力	4%
第2 業務運営の改善及び効率化	1 業務運営体制の確立	4%
	2 人材の確保、育成	8%
	3 弾力的な予算の執行、組織の見直し	4%
	4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	4%
	5 外部評価等の活用	4%
第3 財務内容の改善	経営の安定化の推進	8%
	安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	4%
第4 その他重要事項	評価点の合計	5点満点(100%)

(3) 評定基準

全体評価の評定は5段階とし、その基準は次表のとおりとする。

評価の基準	評価の記号及びコメント
4. 5 < X	S 法人の業務は、中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。
3. 5 < X ≤ 4. 5	A 法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
2. 5 < X ≤ 3. 5	B 法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。
1. 5 < X ≤ 2. 5	C 法人の業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。
X ≤ 1. 5	D 法人の業務には、中期計画を達成するために重大な改善事項がある。

(注) Xは、全体評価における評価方法により導いた評価点(大項目評価点×配分比率の割合(%))の合計

全体評価

評価の記号

A：法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。

評価コメント

平成 26 年度は法人設立の初年度に当たり、当評価委員会は、初めての法人の年度業務実績の評価を行った。当評価委員会では、法人の業務実績評価を適切に行うために、昨年度において業務実績評価の基本方針及び実施要領の策定を行った。また、法人の年度業務実績評価に当たっては、今期中期計画期間において「市立病院として担うべき医療」を、全体評価の 32% の評価点を配分し、特に重要な評価項目として位置付けた。今年度は、こうした基本方針等に基づき、法人の業務実施状況や自己評価について、法人へのヒアリングを 2 回にわたり行った。

業務実績評価においては、中期計画に掲げる、各病院の特徴を生かした「市立病院として担うべき医療」の取組について、4 病院がそれぞれの特徴を生かして、救急医療、がん医療、小児医療、リハビリテーション医療等を実施していることを最も有用な実績として評価した。病院ごとでは、広島市民病院では周産期医療における看護体制及び救急患者の受入体制の強化が図られ、安佐市民病院では被災地の災害拠点病院として災害医療を提供し、リハビリテーション病院では 365 日リハビリテーション医療の提供を始めるとともに、介護士の配置による体制強化が図られていることが、有用な実績として評価した主な事項である。

法人全体では、看護総合アドバイザーの配置、病院事務室の機能強化の試みの取組等を進め、医療水準の向上が図られていると評価した。財政面では、入院外来収入の増、会計制度の変更による繰入金が増など計画どおりの収入を確保する一方で、看護師等が計画どおり採用できなかつたものの、法人化を機に実施した職員の正規職員化や増員により、平成 25 年度と比べて 18.4 億円増加した人件費等の支出の増を吸収した上で、約 11 億円の黒字を達成しており、健全経営を図っていることを評価したところである。とりわけ、非常勤職員の正規職員化、増員の適時実施、医療機器の早期導入、平均在院日数の短縮や舟入市民病院の病床利用率の向上など、法人化のメリットを生かした運営が行われていることは高く評価した。また、職員の処遇改善や増員は、中期計画に掲げる「意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくりに」を進める上で有用な取組であると評価したところである。

引き続き、職員が働きやすい職場環境づくりに進めるための看護職員等の確実な確保や労働環境の整備、病院の実態に即した人事・給与制度をより推し進めるための職員の処遇改善に努めるとともに、病院長の権限強化をより推し進めるための弾力的な予算執行等の取組、病院事務室機能の強化を推し進めるための事務長のプロパー化などについても検討を進めることを求めたい。

当評価委員会が行った平成 26 年度の業務実績評価は、前述のとおり、「中期計画の達成に向けて順調に実施されている。」との結論に至ったものであり、法人設立初年度において順調なスタートを切ったことを高く評価したところである。

今後とも、法人化のメリットと 4 病院のそれぞれの特色を生かした病院運営を進め、中期計画を着実に達成されることを期待したい。

組織、業務運営等に関する改善事項等について

組織、業務運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない。

なお、特に改善を勧告すべき点という点ではないが、評価委員会から、病院長権限の一層の強化を図り、各病院が特色を生かした運営をより一層推し進めるとともに、理事會運営に当たっては4病院の連合体としてのガバナンスの確立を推進すること、また、今後、広島県において策定される地域医療構想の協議の場において、市立4病院の位置付けや役割の明確化が図られるよう、法人にリーダーシップを発揮すること、という意見があったことを申し添える。

全体評価（評点）

年度計画の区分	大項目	評価点の配分比率 a	大項目評価点 b	評価の基準 a × b	評価の記号 (全体評価)
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	1 市立病院として担うべき医療	32%	4	1.28	A
	2 医療の質の向上	8%	4	0.32	
	3 患者の視点に立った医療の提供	8%	4	0.32	
	4 地域の医療機関等との連携	8%	4	0.32	
	5 市立病院間の連携の強化	4%	4	0.16	
	6 保健医療福祉行政への協力	4%	4	0.16	
第2 業務運営の改善及び効率化	1 業務運営体制の確立	4%	4	0.16	
	2 人材の確保、育成	8%	4	0.32	
	3 弾力的な予算の執行、組織の見直し	4%	4	0.16	
	4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	4%	4	0.16	
	5 外部評価等の活用	4%	4	0.16	
第3 財務内容の改善	経営の安定化の推進	8%	4	0.32	
	安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	4%	4	0.16	
第4 その他重要事項	評価点の合計	(100%)		4.00	

※ 全体評価の評定は5段階とし、その基準は次表のとおりである。

評価の基準	評価の記号及びコメント
4. $5 < X$	S 法人の業務は、中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。
3. $5 < X \leq 4.5$	A 法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
2. $5 < X \leq 3.5$	B 法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。
1. $5 < X \leq 2.5$	C 法人の業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。
$X \leq 1.5$	D 法人の業務には、中期計画を達成するために重大な改善事項がある。

(注) Xは、全体評価における評価方法により導いた評価点（大項目評価点×配分比率の割合（%））の合計

項目別評価(総括表)

大項目	小項目	評価の記号	
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	ア 救急医療の提供	4	
	イ がん診療機能の充実	4	
1 市立病院として担うべき医療	ウ 周産期医療の提供	3	
	エ 災害医療の提供	3	
	オ 低侵襲手術等の拡充	4	
	カ 専門外来の実施	4	
	キ 手術室の整備	3	
	ク C E センターの設置	3	
	ケ 病棟薬剤業務の充実	3	
	コ 看護体制の充実	3	
	サ 医療機器の計画的な整備・更新	3	
	シ 中央棟設備の老朽化等への対応	4	
	(1) 広島市民病院	ア 救急医療の提供	4
		イ がん診療機能の充実	4
		ウ 災害医療の提供	3
		エ へき地医療の支援	4
		オ 低侵襲手術等の拡充	3
		カ リハビリテーションの充実	3
		キ 専門外来の実施	4
		ク 病棟薬剤業務の充実	3
		ケ 看護体制の充実	3
		コ 医療機器の計画的な整備・更新	3
(2) 安佐市民病院	ア 小児救急医療の提供	3	
	イ 小児専門医療の提供	3	
	ウ 感染症医療の提供	3	
	エ 病院機能の有効活用	3	
	オ 病院の特徴として標榜できる診療の実施検討	3	
	カ 診療体制の充実	3	
	キ 医療安全機能の強化	3	
	(3) 舟入市民病院	ア 救急医療の提供	3
		イ がん診療機能の充実	3
		ウ 災害医療の提供	3
エ へき地医療の支援		3	
オ 低侵襲手術等の拡充		3	
カ リハビリテーションの充実		3	
キ 専門外来の実施		3	
ク 病棟薬剤業務の充実		3	
ケ 看護体制の充実		3	
コ 医療機器の計画的な整備・更新		3	

大項目	小項目	評価の記号		
2 医療の質の向上	(4) リハビリテーション病院・自立訓練施設	ア 総合的なリハビリテーションサービスの提供	3	
		イ 回復期リハビリテーション医療の充実	4	
		ウ 看護体制の充実	3	
		エ 自立訓練施設の利用促進	3	
		オ 相談機能の強化と地域リハビリテーションの推進	3	
		カ リハビリテーション医療従事者の市立病院間の交流の促進	3	
	キ 災害時の市立病院間のバックアップ機能の強化	3		
	(1) 医療費の変化、医療の高度化への対応	ア 医療スタッフの知識の習得や技術の向上	4	
		イ 資格取得の促進	3	
		ウ 診療体制の充実	3	
		エ 医療水準の維持向上につながる医療機器の整備・更新	3	
		(2) 医療の標準化の推進	ア 医療安全管理体制の強化	3
			イ 院内感染の防止	3
			ウ 迷惑患者対策の実施	3
		(3) チーム医療の推進	ア 職員の自主的な研究活動の支援と研究成果の発信	3
イ 治療に関する調査・研究の実施			3	
ウ 治療等臨床研究の推進	3			
3 患者の視点に立った医療の提供	(1) 病院情報の提供	ア 行動規範の確立と徹底	4	
		イ 適正な個人情報保護と情報の公表・開示	3	
		ウ 病院内規程等の点検・見直し	3	
		ア インフォームド・コンセントの徹底	3	
		イ セカンドオピニオンの実施	3	
	(2) 法令・行動規範の遵守	ア 接遇・応対研修の充実	3	
		イ 患者・家族ニーズの把握と病院運営への反映	4	
		ウ 入院手続の集約化	4	
		エ 療養環境の改善	3	
		(3) 患者サービスの向上	ア 救急医療の提供	3
	イ がん診療機能の充実		3	
	ウ 周産期医療の提供		3	
	エ 災害医療の提供		3	
	オ 低侵襲手術等の拡充		3	

大項目	小項目	評価の記号	
4 地域の医療機関等との連携	ア 病院の役割分担に基づく紹介、逆紹介の促進等 イ 地域連携クリニックカナルバスの運用拡大	4	
		3	
		3	
		3	
		3	
	ア 高度医療機器の共同利用、開放型病床の利用の促進 イ オープンカンファレンス等の実施 ア 保健機関との連携 イ 福祉機関との連携	3	
		3	
		3	
		3	
		3	
5 市立病院間の連携の強化	(1) 一つの病院群としての病院運営の推進	4	
	(2) 病院総合情報システムの更新等	3	
	(3) 地域の医療機関との診療情報の共有化の検討	3	
6 保健医療福祉行政への協力	(1) 広島市が実施する保健医療福祉施策への協力	4	
	(2) 災害等の緊急事態への対応	3	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			
1 業務運営体制の確立	(1) 理事会を中心とした組織体制の整備、病院長の権限強化等	4	
	(2) 本部署事務局体制の整備	3	
	(3) 病院事務室の機能強化	4	
	(4) 業務改善に取り組み風土づくり	4	
	2 人材の確保、育成	3	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	ア 診療体制の拡充 イ 医療支援センター等の体制強化 ウ 多様な採用方法と雇用形態の導入 エ 医師確保の推進 オ 看護師確保の推進 カ 看護師等の安定的な職場定着の推進 キ 病院間の人事交流の推進 ア 病院経営に関する知識・経験を有する人材の民間等からの採用 イ 法人職員の計画的な採用と育成 ウ 経営コンサルタント等の活用	3	
		3	
		3	
		3	
		3	
	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 経営の安定化の推進	(1) 中期目標期間中の経常収支の黒字の維持	4
		(2) 診療科別・部門別の収支状況の把握と迅速な対応	3
		(3) 経費の削減	4
		(4) 収入の確保	3
		第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置 安佐市民病院的な建替えと医療機能の拡充	4
安佐市民病院的な建替えと医療機能の拡充			

大項目	小項目	評価の記号
(3) 研修の充実	ア 多様な研修機会の提供と参加しやすい環境づくり	3
	イ 資格研修参加の促進	3
	ウ 新規採用看護師等に対する指導・研修の充実	3
3 弾力的な予算の執行、組織の見直し	(1) 弾力的な予算執行	4
	(2) 契約手法及び契約に係る執行体制の見直し	3
	(3) 施設整備に係る執行体制の見直し	3
	(4) 病院の維持管理体制の見直し	3
4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	(1) 病院の実態に即した人事・給与制度の構築	4
	(2) 適切な役割分担と業務の負担軽減	3
	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	3
5 外部評価等の活用	ア 子育てと仕事との両立の支援	3
	イ 時間外勤務の削減	3
	ウ メンタルヘルス対策の実施	3
会計監査人による監査等		
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		
経営の安定化の推進		
(1) 中期目標期間中の経常収支の黒字の維持		
(2) 診療科別・部門別の収支状況の把握と迅速な対応		
(3) 経費の削減		
(4) 収入の確保		
第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置		
安佐市民病院的な建替えと医療機能の拡充		

第3 項目別評価

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 市立病院として担うべき医療

市立病院は、それぞれの病院の特徴を生かし、他の医療機関との役割分担、連携を図りながら、市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供すること。

- (1) 広島市民病院、(2) 安佐市民病院

<p>中期目標</p>	<p>総合的で高水準な診療機能を有する広島市の中核病院として、引き継ぎ、救急医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療を積極的に提供すること。安佐市民病院は、広島市の北部だけでなく、市域、県域を越えた北部地域の中核病院としての機能の拡充を図ること。</p> <p>ア 広島市民病院は、初期救急から三次救急までの救急医療を提供するとともに、広島市が進める救急医療コントロール機能の中心的な役割を担うこと。また、安佐市民病院は二次救急医療機関であるが、北部地域の救急医療体制の実態を踏まえ、引き続き実質的な三次救急医療の提供を行うこと。</p> <p>イ 地域がん診療連携拠点病院として、豊富な治療実績を生かし、引き続きがん診療機能の充実を図ること。広島市民病院は、平成27年度開設予定の「高精度放射線治療センター（仮称）」において、広島大学病院等と連携して放射線治療に関する医療水準の向上に取り組むこと。</p> <p>ウ 広島市民病院は、総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊産婦や新生児への周産期医療を提供すること。</p> <p>エ 災害拠点病院として、災害時に、迅速かつ適切な医療提供ができる体制の確保を図ること。</p> <p>オ 安佐市民病院は、へき地医療拠点病院として、また、市域、県域を越えた北部地域の中核病院として、北部地域医療機関に対する医師の派遣や医療従事者の研修等の支援に取り組むこと。</p>
--------------------	--

中期計画	地方独立行政法人広島市立病院機構による自己評価		評価委員会による評価	
	平成26年度 年度計画	記号	評価理由・コメント等	記号
<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 市立病院として担うべき医療 <u>(大項目)</u> それぞれの病院の特徴を生かし、他の医療機関との役割分担、連携を図りながら、市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供します。</p>	<p>第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 市立病院として担うべき医療 <u>(大項目)</u></p>			
<p>(1) 広島市民病院 総合的で高水準な診療機能を有する広島市の中核病院として、引き継ぎ、救急医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした</p>	<p>(1) 広島市民病院</p>			

中期計画		平成26年度 年度計画		地方独立行政法人広島市立病院機構による自己評価 評価理由等		評価委員会による評価 評価理由・コメント等												
記号	記号	記号	記号	記号	記号	記号	記号											
高度で先進的な医療を積極的に提供します。	ア 救急医療の提供(小項目) ・ 初期レベルの一次救急医療から、救命救急センターを備え一刻を争う重篤患者に対する三次救急医療までを24時間365日体制で提供します。 ・ 受入困難事案の救急患者を一旦受け入れ初期診療を行った上で、必要に応じて支援医療機関への転院を行う役割を担う救急医療コントロール機能病院として、本格的な運営に取り組みます。 ・ 医師会が運営する夜間急病センターとの連携、協力の下、一次救急医療の提供体制の適切な運営に努めます。 ・ 医師、看護師の増員等により、救急患者の受入体制を強化します。	ア 救急医療の提供(小項目) ・ 一次から三次までの救急医療を24時間365日体制で提供 ・ 救急外来からの救急転院患者数 ・ 救急医療コントロール機能病院の運営 ・ 救急患者の受入体制の強化(医師、看護師、薬剤師の増員)	4	【一次から三次までの救急医療を24時間365日体制で提供】 ○ 一次から三次までの救急医療を24時間、365日提供し、平成26年度は、救急車6,808台、救急患者35,095人を受け入れた。 ○ 平成26年10月から毎週月曜日(祝日、年末年始期間を除く。)、整形外科の二次救急輪番制の診療を開始した。 【救急医療コントロール機能病院の運営】 ○ 救急病床を確保するため、救急患者の転院受入れを行う支援病院(34病院)と連携を取りながら救急患者の受入れを行った。 ○ 手術室の看護師3名を増員し、24時間救急患者の手術に対応する体制強化を図ることにより、救急コントロール機能病院の運営体制を充実した。 (救急外来からの入院患者数と支援病院等への救急転院患者数) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>救急外来からの入院患者数</th> <th>支援病院等への救急転院患者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>3,698人</td> <td>565人</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>3,620人</td> <td>781人</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>3,737人</td> <td>746人</td> </tr> </tbody> </table> 【一次救急医療の提供体制の適切な運営】 ○ 広島市医師会千田町夜間急病センターでの診療待ち時間を、広島市民病院救急科受付に1時間ごとに表示し、利用者の利便を図るなど、同センターとの連携を図った。 【救急患者の受入体制の強化】 ○ 医師を2名、薬剤師を2名増員し、救急患者の受入体制の強化を図った。 ○ なお、看護師については、計画どおりの増員ができなかったが、年度中途の採用試験を実施するなど、必要数の確保に努めた。	年度	救急外来からの入院患者数	支援病院等への救急転院患者数	24	3,698人	565人	25	3,620人	781人	26	3,737人	746人	4	年度計画に掲げていない、整形外科の二次救急輪番制の診療を開始しており、計画を上回って業務を実施しているため、「4」と評価した。
年度	救急外来からの入院患者数	支援病院等への救急転院患者数																
24	3,698人	565人																
25	3,620人	781人																
26	3,737人	746人																

中期計画		平成26年度 年度計画	地方独立行政法人広島市立病院機構による自己評価 評価理由等	記号	評価委員会による評価 評価理由・コメント等	記号
	<p>・救急患者等に対する相談機能の強化 (MSWの増員)</p>	<p>・救急患者等に対する相談機能の強化 (MSWの増員)</p>	<p>【救急患者等に対する相談機能の強化】</p> <p>○ 医療相談員 (MSW) の増員 (1名)、正規職員化 (4名) を行い、救急患者等の相談機能の充実・強化を図った。</p>			
<p>イ がん診療機能の充実 (小項目)</p> <p>・地域がん診療連携拠点病院として、豊富な治療実績や高度な医療機器を生かし、手術や化学療法、放射線治療を適切に組み合わせた治療を行っている。</p> <p>・がんに関する様々な情報を病院内の医療情報サロンやホームページ等で提供する。患者やその家族が定期的に情報を交換・交流できる場を提供します。</p> <p>・平成27年度開設予定の「高精度放射線治療センター (仮称)」へ医療スタッフを派遣するとともに、当該センターと連携して質の高い医療を提供します。</p>	<p>イ がん診療機能の充実 (小項目)</p> <p>・手術、化学療法、放射線治療と、これらを適切に組み合わせた治療の実施</p> <p>・がんに関する様々な情報の提供 (研修会の開催など)</p> <p>・がん患者等への相談支援の充実</p> <p>・放射線科の診療体制の強化 (診療放射線技師の増員)</p> <p>・高精度放射線治療センター (仮称) との連携に向けた人材の確保・育成 (医師、診療放射線技師の増員)</p>	<p>【手術、化学療法、放射線治療と、これらを適切に組み合わせた治療の実施】</p> <p>○ 診療科毎に、毎週、キャンサーボード (病理、放射線部門等他職種を交えた診療協議) を行い、手術方法、手術後の化学療法、放射線治療などについて協議し、患者にとって最良の治療方法の検討を行った。また、困難事例については、必要に応じて、病院全体のキャンサーボードを行った。</p> <p>【がんに関する様々な情報の提供】</p> <p>○ 医療情報サロンにおいて、がんに関する図書等の情報を常に更新し、閲覧ができるようにしている。このほか、医療情報サロンにおいて、月2回当院の医師や講師を招へいして、患者、家族の集いを開催した。</p> <p>○ また、ホームページでがん治療に関する様々な記事を掲載し、周知を図っている。</p> <p>【がん患者等への相談支援の充実】</p> <p>○ 医療支援センター内のがん診療相談室において、がん患者やその家族の様々な相談に応じている。また、医療相談員 (MSW) の正規職員化 (1名) を行い、相談機能の充実・強化を図った。</p> <p>【放射線科の診療体制の強化】</p> <p>○ 診療放射線技師を1名増員し、放射線科の診療体制の強化を図った。</p> <p>【高精度放射線治療センターとの連携に向けた人材の確保・育成】</p> <p>○ 平成27年10月開設予定の広島がん高精度放射線治療センターに配置する要員として、診療放射線技師を1名増員した。医師の派遣についても調整中である。</p>	3	<p>年度計画を順調に実施しているため、「3」と評価した。</p>	3	

中期計画		平成26年度 年度計画	地方独立行政法人広島市立病院機構による自己評価 評価理由等	評価委員会による評価 評価理由・コメント等	記号	記号
ウ 周産期医療の提供 (小項目)	ウ 周産期医療の提供 (小項目)	ウ 周産期医療の提供 (小項目)	【総合周産期母子医療センターの運営】 ○ 新生児部門は、NICU (新生児集中治療室) 9床、GCU (新生児治療回復室) 24床で運営し、平成26年度は380名の入院があった。 ○ 産科部門は、一般病床36床で運営し、平成26年度は969件の出産(うち異常分娩422件)があった。 【看護体制の強化】 ○ 平成26年4月に、NICUとGCUの病棟分割を行い、病棟責任者として、看護師長を1名増員配置した。	年度計画を順調に実施しているため、「3」と評価した。	3	3
エ 災害医療の提供 (小項目)	エ 災害医療の提供 (小項目)	エ 災害医療の提供 (小項目)	【災害拠点病院としてのライブライン機能の維持、医薬品の備蓄等】 ○ 災害時に備え、自家発電設備等ライブラインの機能の維持、患者用の食糧、飲料水の確保、医薬品の備蓄に努め、災害時に、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を確保した。 【災害その他の緊急時における医療救護活動】 ○ 平成26年8月20日の豪雨災害発生時には広島県からの要請に基づき、DMA Tを安佐北区の被災地へ派遣した。また、広島市長からの要請により、医療救護班を避難所へ派遣(10回)するとともに、夜間も医師を常駐(17回)させた。 【マニュアルの点検、DMA Tの派遣準備】 ○ 平成26年8月20日の豪雨災害への対応を踏まえ、マニュアルの見直しを進めている。	平成26年8月に発生した豪雨災害時には速やかに医療救護活動を実施しており、また、その際の対応を踏まえたマニュアルの見直しを進めるなど、年度計画を上回って業務を実施しているため、「4」と評価した。	4	4